別記第13号様式

立入検査等実施通知書

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

えりも町長　　　　　　　　㊞

　　えりも町再生可能エネルギー発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例第20条第1項

の規定に基づき、次のとおり再生可能エネルギー発電設備の設置・運用に関し、事業区域等

への立入検査等を実施するので、同条例施行規則第９条第１項の規定により通知します。

記

１　立入検査等を実施する再生可能エネルギー発電設備

２　立入検査等の日時

　　年　 月　 日（ ）　午前・午後　　時から

３　立入検査等の趣旨及び内容

|  |
| --- |
| えりも町再生可能エネルギー発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例（抜粋）  （立入調査等）  第20条　町長は、この条例の施行に関し必要な限度において、その職員に事業者の  事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問さ  せることができる。  ２　前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係  　者の請求があったときは、これを提示しなければならない。  ３　第１項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたもの  と解釈してはならない。 |